

和歌山市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、和歌山市長から包括外部監査結果に基づく措置等の状況について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

平成29年8月28日

和歌山市監査委員	伊藤隆通
同 上	森田昌伸
同 上	尾崎方哉
同 上	藪 浩昭

# 包括外部監査結果に基づく措置等の状況の公表

平成29年8月28日

和歌山市監査委員

和行経第47号  
平成29年8月18日  
(2017年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市長 尾花正啓

包括外部監査結果に基づく措置等の通知について

包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知します。

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
**(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁																				
<p>1 環境部</p> <p>(1) 青岸清掃センター</p> <p>ア 青岸清掃センターにおける特殊勤務手当について</p> <p>和歌山市職員特殊勤務手当支給規則において、清掃事務所、清掃工場又はし尿処理場に勤務する職員以外がごみ処理作業又はし尿処理作業に従事すれば1日当たり600円であり、清掃事務所、清掃工場又はし尿処理場に勤務する職員でごみ処理作業又はし尿処理作業に従事した場合は1日当たり2,000円が支給されることになっている。また近畿2府4県の中核市と比較した結果、特に清掃事務所、清掃工場又はし尿処理場に勤務する職員でごみ処理作業又はし尿処理作業に従事した職員の1日当たり手当2,000円は他市と比較して高額となっている。</p> <p>したがって、特殊勤務手当のあるべき手当の水準について再度、見直しを行うことを検討されたい。その際には、手当金額の変更のみならず、特にごみ処理作業又はし尿処理作業を主たる業務としている職員への手当支給の妥当性についても併せて検討されたい。</p>	<p>ごみ処理作業又はし尿処理作業を主たる業務としている職員への手当支給について、同一の給料表が適用される他の職種に比べ業務内容に特殊性があり、その特殊性を考慮するものとして勤務実績に応じて特殊勤務手当を支給することは妥当であると考えます。</p> <p>次に、他市の手当額は本市に比べ低額であるものの、近畿中核市平均年収と本市職員の平均年収との差が▲28,800円であることから、給与全体では適正であると判断し、今回は見直しを行わないこととします。</p> <p>なお、手当額を含む給与全体の水準が適正なものとなるよう、今後も定期的に他市の状況把握を実施していきます。</p> <p align="right">(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="1317 914 1899 1034"> <thead> <tr> <th></th> <th>①平均給与</th> <th>②特殊勤務手当</th> <th>③期末勤勉手当</th> <th>年収 (①+②)×12+③</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山市</td> <td>323,500</td> <td>42,000</td> <td>1,358,700</td> <td>5,744,700</td> </tr> <tr> <td>(他市との差)</td> <td>(-26,300)</td> <td>(+33,100)</td> <td>(-110,400)</td> <td>(-28,800)</td> </tr> <tr> <td>近畿中核市平均</td> <td>349,800</td> <td>8,900</td> <td>1,469,100</td> <td>5,773,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 他市とは適用する給料表が異なるため、給与支給において抑制されている。</p>		①平均給与	②特殊勤務手当	③期末勤勉手当	年収 (①+②)×12+③	和歌山市	323,500	42,000	1,358,700	5,744,700	(他市との差)	(-26,300)	(+33,100)	(-110,400)	(-28,800)	近畿中核市平均	349,800	8,900	1,469,100	5,773,500	<p>総務局 総務部 人事課</p>	<p>29</p>
	①平均給与	②特殊勤務手当	③期末勤勉手当	年収 (①+②)×12+③																			
和歌山市	323,500	42,000	1,358,700	5,744,700																			
(他市との差)	(-26,300)	(+33,100)	(-110,400)	(-28,800)																			
近畿中核市平均	349,800	8,900	1,469,100	5,773,500																			

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
**(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 浄化衛生課</p> <p>ア 和歌山市清掃株式会社について</p> <p>和歌山市清掃株式会社（以下「和歌山市清掃」という。）は、清掃法の施行に伴い、市内の衛生状況の改善を目的として、し尿収集運搬を行うため昭和28年10月に市100%出資により設立された株式会社である。</p> <p>設立当初は、同種の参入業者も少なかったこともあり、また市内の衛生状況の改善、衛生的な生活環境の増進に寄与すべく、その果たす役割は市にとって必要不可欠なものであったと考えられる。また、市では平成5年に和歌山市清掃を除く24業者が市の指導に反発し汲取り拒否が行われたことや、大規模災害時における即応体制の堅持等の観点からしても、これまでどおり市が主導の和歌山市清掃を株式会社として維持することが望ましいと考えている。</p> <p>確かに過去のトラブルと同様のことが二度と発生しないとは限らず、また近い将来に発生可能性が高いとされている南海地震への対応などを考えれば市の考え方も十分理解できる。</p> <p>一方、和歌山市清掃は平成26年度で26,703千円の最終利益を計上しているが、株主である市への配当は平成26年度で1,130千円となっている。和歌山市清掃の平成26年度末の貸借対照表において、総資産585,101千円、純資産497,842千円となっており、純資産のうち利益剰余金が486,542千円計上されていることからすると、株主への配当を大きくする余地があると考えられる。</p> <p>したがって、市として100%出資会社である和歌山市清掃に対して適切な配当を求められたい。</p>	<p>平成28年5月25日定時株主総会にて、株主(和歌山市)より剰余金配当の件について、可能な限り配当出来ないかとの要望を行い、和歌山市清掃株式会社は、平成28年11月17日臨時株主総会の決議に基づき利益剰余金の特別配当を行いました。（平成29年2月議会において株式配当金103,960,000円を受入）</p> <p>また、今後の配当方法も見直し当期純利益から配当性向方式にて行い、配当割合は株主総会にて決定します。</p>	<p>市民環境局 環境部 浄化衛生課</p>	<p>35</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
**(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>2 下水道部</p> <p>(1) 下水道事業の概要</p> <p>ア 全体計画について</p> <p>(ア) 下水道を整備した場合と浄化槽等下水道以外の汚水処理施設を利用した場合との排水浄化コストの比較を実施し、その結果を勘案して全体計画目標における処理区域の見直しを検討することが望まれる。</p> <p>市は全体計画において、処理区域内の全将来人口をベースに最終的な普及率の目標を約82.6%としている。</p> <p>しかしながら、平成26年度現在の普及率は38.2%であること、平成20年度から平成26年度における普及率の推移実績が年間約1%の改善に留まることから、現在の全体計画目標に応じた下水道の整備を、農林水産省、国土交通省、環境省からの通達で求められているとおり今後10年程度を目処に実施することはもちろん、収支計画における建設改良費が毎年度約50億円程度と増加が見込まれていないことに鑑みると全体計画目標年次である平成42年度における達成も事実上困難な状況にある。</p> <p>一方で、下水道の整備には多額の費用が必要であり、全体計画処理区域の中には、地形や人口密度といった地域の特性のため、浄化槽等下水道以外の汚水処理施設を利用した場合の方が下水道を整備した場合と比較し排水浄化コストが低減される地域もあると考えられる。</p> <p>このような状況に鑑みれば、地域の特性を勘案したうえで浄化槽等下水道以外の汚水処理施設を利用し、全体計画処理区域を見直す必要があると考えられる。市では現在、公共下水道の概ね10年での整備を見据え、他の汚水処理施設と連携をとりながら、汚水処理適正化構想を策定する予定であるとのことであるが、現時点においては策定されていない。</p> <p>汚水処理適正化構想の策定に当たっては、農林水産省、国土交通省、環境省の要求する迅速な汚水処理施設の整備を図るとともに、浄化槽等下水道以外の汚水処理施設を利用した場合の方が下水道を整備した場合と比較し排水浄化コストが低減されると考えられる地域への新規管渠等設備の整備を抑制し、下水道事業の経営状況及び財政状態の改善を図るため、下水道を整備した場合と浄化槽等下水道以外の汚水処理施設を利用した場合との排水浄化コストの比較を実施したうえで、その結果を勘案して全体計画目標における処理区域の見直しを検討することが望まれる。</p>	<p>平成29年3月に公表された「和歌山県全県域汚水適正処理構想」では、汚水処理施設の早期概成に向けた目標年次は概ね10年程度（平成38年度末）とし、概成に向けたアクションプランも策定されました。</p> <p>策定にあたり、概ね10年程度で整備可能な範囲への集合処理区域の縮小が困難な場合においては、概ね10年程度で整備可能な区域の抽出を行うことができることから、本市のアクションプランにおいて、整備可能な区域を抽出することとしました。</p> <p>現状においては、合併処理浄化槽と公共下水道とで比較し、効率的・効果的な整備手法の検討に取り組んでいます。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課</p>	<p>54</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
(監査実施年度：平成27年度)

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(イ) 北部終末処理場の処理能力増強については、全体計画や事業計画の策定時と現在の状況変化を踏まえ、慎重に検討したうえで実施することが望ましい。</p> <p>全体計画において北部終末処理場の処理能力は70,100m<sup>3</sup>/日が計画されており、北部終末処理場用地はそれを見越した土地を確保している。しかしながら、そのうち事業認可されている処理能力は23,200m<sup>3</sup>/日と全体計画の約三分の一であり、それに対応した施設しか建設されていない。この施設が建設されていない敷地（以下「拡張用地」という）については、一部は近隣地域の浸水対策用の調整池として利用されているが、その他については利用されていない。</p> <p>また、現有設備の現在処理能力は17,550m<sup>3</sup>/日である一方、現在の年間平均処理水量は6,000m<sup>3</sup>/日程度であり、現在処理能力の40%弱、最大処理水量と比較しても最も高い平成25年度で75%程度となっている。</p> <p>北部終末処理場は運転開始が平成13年度であり現在普及途上であるとはいえ、上述のとおり全体計画の平成42年度における達成が困難な中で、今後全体計画どおりの処理能力が必要となるかは疑問であるため、事業認可されている処理能力ありきで設備投資を実施するのではなく、今後の全体計画の見直しと同時に、実際処理水量を基に需用予測を実施したうえで、その結果を基に北部終末処理場の処理能力増強の必要性について慎重に検討することが望まれる。また、現在利用できていない拡張用地についても、実際に必要となるまでの期間で活用可能な方法を検討し、まったく利用されていない状況が無いようにすることが望ましい。</p>	<p>公共下水道事業は市民生活の根幹を支える事業であるため、今後も妥当な時期に事業計画の検討を行い、北部終末処理場を含め、施設の適切な建設・改築の実施に努めていきます。また、拡張用地については、事業の進捗状況を見極めながら、効率的な活用を図ります。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道経営課  終末処理場管理課</p>	<p>56</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況  
(監査実施年度：平成27年度)**

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>イ 色等規制について</p> <p>色規制の緩和の実施については、必要な調査研究及び最新の着色度データに基づく財務的な影響の試算を十分に実施したうえで、判断することが望まれる。</p> <p>平成26年度の終末処理場流入水着色度は平成24、25年度と比較し大幅に増加しており、規制基準（着色度平均80、最大120）を超える状況となっている。流入水の着色度が規制基準を大幅に超えている要因は明確でないが、規制対象事業場についてサンプルで実施している着色度の検査では規制違反はほぼ認識されておらず、各終末処理場の放流水の着色度は規制基準の範囲内となっている。また、脱色施設管理費は平成24～26年度において大きくは増加していない。</p> <p>しかしながら、終末処理場も着色度の規制を受ける特定施設に該当するため事業場排水の流入割合が多い和歌川終末処理場には脱色設備を設置しており、市では年間約3億円の脱色施設管理費が発生している。一方で、市では地場産業の負担軽減のため下水道区域内の色等規制の緩和を検討している。そのため、今後色等規制の緩和などにより一般家庭の雑排水やし尿以外の流入水（注）の着色度が上昇し、終末処理場における脱色コストがさらに増加するおそれがある。</p> <p>この様な状況において市では、規制緩和の実施についての基礎的な調査研究を実施しているが、最新の着色度データに基づく規制緩和が下水道事業へ与える財務的な影響についての正確な試算はできていない。</p> <p>したがって、現在実施している調査研究をさらに拡大して実施し、色等規制の緩和を実施した場合の財務的な影響を最新の着色度データに基づき試算したうえで、規制緩和の趣旨である地場産業の負担軽減効果の見込みと比較衡量し、色規制等の緩和の実施の可否を慎重に判断することが望まれる。</p> <p>（注）一般家庭の雑排水やし尿は、着色度に関わらず脱色設備以外の通常の下水处理施設により、規制水準を満たすレベルまで着色度が下げられるため、その着色度が上昇しても市が負担する脱色コストは増加しない。</p>	<p>平成27、28年度に行った調査研究結果から現状の和歌川終末処理場処理能力を検証しました。検証結果と直近の流入水質から実現可能な規制緩和レベルを予測するとともに、規制緩和に伴う財務的影響を試算しました。これらの検討結果をもとに今後適切な時期に規制緩和の実施を判断したいと考えています。</p>	<p>建設局 下水道部 終末処理場管理課</p>	<p>58</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
(監査実施年度：平成27年度)

〔監査テーマ〕環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(2) 財政計画について</p> <p>ア 水洗化率について</p> <p>(ア) 助成金制度について申請期限の延長や補助上限額の増額といった見直しを検討することが望まれる。</p> <p>市によれば、「水洗化率向上のためのアンケート」調査結果及び未接続者（注1）に対する訪問時の面談結果から、未接続の主要因は接続工事費及び下水道使用料の経済的負担が大きいことにあると考えられるとのことである。この点について、市では「供用開始日から1年以内」の処理区域において「申請1件につき5万円」の助成金制度を設けている。しかしながら、下水道法が定める下水道への接続期限が3年以内（注2）である点や、下水道接続工事には20～40万円の工事費用がかかることに鑑みると、申請期限や助成額という点で制度として有効性に欠けているおそれがある。申請期限について市は、短い期限とすることで早期に接続するインセンティブを設けているとのことであるが、供用開始から1年以上経過した処理区域においても接続のインセンティブとなる制度とするために、申請期限の延長を検討する余地はある。この場合早期に接続するインセンティブを保持するため、経過年数に応じて助成額を減額していく方法も考えられる。</p> <p>より未接続者の接続を推進する制度とするため、他の中核市における助成金制度を参考に、申請期限の延長や補助上限額の増額といった助成金制度についての見直しを検討することが望まれる。なお、一律の補助上限額の増額が困難であれば、市民税非課税世帯であることなどバックグラウンドに応じて補助上限額を増減させること等も考えられる。</p> <p>（注1）：未接続者とは、公共下水道の供用が開始された場合において、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者であって、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設を設置していない者のことである。</p> <p>（注2）：ただし、浄化槽などくみ取り便所以外の利用者は「遅滞なく」下水道に接続することとされている。</p>	<p>申請期限を1年としているのは、早期接続に対するインセンティブの意義があるためです。平成28年度に未接続世帯に対して、接続促進策についてのアンケート調査を行いました。その結果、助成金についての積極的な意見はありませんでした。下水道使用料が高いため、使用料を軽減してほしいという意見等が多くを占めました。今後は、公平性と財政的な観点に留意しつつ、平成29年度から普及指導員を増員し、訪問頻度を高めるなど接続促進を図っていきたいと考えています。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道普及課</p>	<p>63</p>

**包括外部監査結果に基づく措置状況**  
(監査実施年度：平成27年度)

〔監査テーマ〕 環境関連事業（ごみ処理事業及び下水道事業）について

監査結果等	措置等の内容及び状況	担当局部 課等名	頁
<p>(イ) 融資あっせん制度の見直しも検討することが望まれる。 市では、水洗便所等改造資金融資あっせん制度も設けられているが、助成金制度との併用が認められないこともあり、平成24～26年度の融資実行件数は合計2件と十分に活用されているとはいえない。市は水洗便所等改造資金融資あっせん制度の利用による水洗化を促進するため、助成金制度との併用を認めた上で助成金を控除した改造費に対し融資あっせんを行うなど、当該融資あっせん制度の見直しも検討することが望まれる。</p>	<p>平成28年度に未接続世帯に対して行ったアンケートの結果、助成金制度と融資あっせん（利子補給）との併用についての積極的な意見はありませんでした。よって、助成金制度と融資あっせん（利子補給）との併用することは、今のところ考えていません。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道普及課</p>	<p>64</p>
<p>(ウ) 未接続者に対する接続依頼の実施件数及び実施方法の改善、アンケート調査の実施を検討することが望まれる。 市では、未接続者に対して訪問し、接続依頼及び未接続理由の聞き取り調査を行っているが、平成26年度における未接続件数11,875件に対して、訪問件数は5,036件（42.4%）であり、うち面談件数は2,411件（20.3%）に留まっている。また、市では未接続要因の把握のため、「水洗化率向上のためのアンケート」調査を実施しているが、当該アンケート調査は供用開始した区域で実際に下水道接続工事を行った者を対象にされたものであり、未接続者は対象とされていない。 効果的な接続推進のためには、必要に応じて普及指導員を増員させ、未接続者に対する訪問件数を充実させるとともに、接続済みの者だけでなく、未接続者も対象として「水洗化率向上のためのアンケート」調査を実施することが望まれる。他部署との連携により、年齢、世帯構成、税納付状況といった未接続者のバックグラウンド特性を把握し、その分析を行うことも考えられる。 さらに、下水道へ切り替えた場合と合併浄化槽等下水道以外の排水施設を利用した場合の、利用者が負担する費用の比較資料等を作成、訪問時に提示し、下水道に接続するメリットを十分に未接続者に説明することが望まれる。</p>	<p>平成28年度は下水道部全体で未接続世帯を訪問し、接続率の向上に取り組みました。 また、平成29年度は、普及指導員を昨年度より2名増員し、未接続者への訪問を強化し、接続依頼の説明・周知、継続的な啓発活動や広報活動の充実に努めています。今後も、接続率の向上に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>建設局 下水道部 下水道普及課</p>	<p>64</p>